

# 経済産業省

〇〇〇〇〇〇〇〇中第〇号

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第3条第1項の規定に基づき、令和5年度における中小企業支援事業の実施に関する計画を次のように定める。

令和5年〇月〇日

経済産業大臣 西村 康稔

## 令和5年度中小企業支援計画

### I. 中小企業の支援に関する基本方針

中小企業が持続的な発展・成長を目指すことができるよう、国、都道府県等（中小企業支援法施行令で指定する市を含む。以下同じ。）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）は、各中小企業支援機関とも緊密に連携しながら、適切な支援体制を構築し、万全を期していく。

#### 1. 中小企業支援体制に関する基本方針

##### (1) 中小企業支援機関に関する基本方針

中小企業を取り巻く環境変化が激しく、不確実性が高まる時代においては、企業の経営力そのものが重要となり、企業自らが自社を変革させていく「自己変革力」を高める必要がある。それぞれの中小企業支援機関は、挑戦・自己変革への意欲を持つ中小企業の経営者、そして、中小企業の経営と成長に新たに携わりたいと考える人々を支援し、中小企業が「自己変革力」を会得できるよう、引き続き「経営力再構築伴走支援」に取り組むとともに、地域

社会全体でこうした挑戦・自己変革を目指す経営者を支えていく機運を醸成していくよう、努めていくことが重要。

その際、伴走支援の事例やノウハウ等を分析し、伴走支援の手法や効用、具体的な伴走支援の進め方・コツ・注意点等について取りまとめた「伴走支援ガイドライン」（令和5年6月22日）の積極的な活用が求められる。

## （２）国・都道府県等・中小機構に関する基本方針

国、都道府県等及び中小機構は、自らが中小企業支援施策の実施機関としての役割を果たすとともに、支援人材の育成や支援機関に対する支援を通じて、支援機関の能力向上等に取り組み、支援機関同士で役割分担を行い、連携をすることにより、中小企業支援に関する取組を実施する。その際、「経営力再構築伴走支援モデル」を自ら又は中小企業支援機関が実施するための環境を整備することに留意する。

### 2. 中小企業支援施策に関する基本方針

中小企業が、人口減少や需要構造の変化、原材料費・エネルギー価格の高騰等によるコストアップ等に起因する諸課題に対応し、持続的な発展・成長を目指すことができるよう、「厳しい経営環境を克服するための資金繰り支援・価格転嫁対策」、「成長分野等への挑戦に向けた投資促進」、「創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進」、「地域課題解決に向けた取組への支援」「伴走支援・人材確保支援」、「災害からの復旧・復興、強靱化」等に取り組む。

## II. 国の事業

### 1. 実施体制

Iの基本方針を踏まえ、国は、全国によろず支援拠点を整備するとともに、施策毎の支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会等）、さらには認定等を通じた民間機関の活用も踏まえ、中小企業支援体制を整備する。その上で、よろず支援拠点や認定経営革新等支援機関の経営支援機能の向上に向けた取組を講じる。その際、例えば中小企業の人材課題については、「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（令和5年6月22日）に基づき課題設定から課題解決まで支援する等、各政策分野において「経営力再構築伴走支援モデル」を踏まえた支援が実施されるよう取り組む。

### 2. 概要

【中小企業支援法第3条第1項に定義する中小企業支援事業】

中小企業支援法第3条第1項に基づき、令和5年度中小企業支援事業を以下のとおり実施する。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

① 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（予算）

37億円（令和5年度当初予算額）

よろず支援拠点において、中小企業が抱える経営課題に対応するワンストップ相談対応を行う。併せて、高度な課題に対応する専門家の派遣を行う。

② 事業承継総合支援事業（予算）

157億円の内数（令和5年度当初予算額）

各都道府県に置かれた「事業承継・引継ぎ支援センター」において、中小企業者等の円滑な事業承継や引継ぎ（M&A）促進のため、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで行う。また、事業承継・引継ぎの機運醸成に向けた普及啓発や、M&A支援機関登録支援制度といった事業承継・引継ぎ推進に係わる基盤整備を実施する。

③ 中小企業取引対策事業（予算）

24億円（令和5年度当初予算額）

4.8億円（令和4年度補正予算額）

「未来志向型の取引慣行に向けて」の5つの重点課題（価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善、知財・ノウハウの保護、働き方改革に伴うしわ寄せ防止）等への対応のため、下請代金法に基づく書面調査や法執行に必要なシステムの構築・運用、相談窓口の整備、取引条件改善に向けた調査、取引適正化に関する広報等を実施する。

④ 小規模事業者対策推進等事業（予算）

53億円（令和5年度当初予算額）

全国商工会連合会及び日本商工会議所が、地域の経済や雇用を支える小規模事業者にとって身近な存在である商工会・商工会議所を指導するため、万全な支援を確保するための研修開催費等を補助する。また、商工会・商工会議所が小規模事業者支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小

規模事業者の経営分析や事業計画の策定、需要開拓等を支援する。さらに、働き方改革等の制度改正、グリーン・デジタルなどの成長分野における生産性向上対応等の諸課題に対し、小規模事業者が円滑に対応できるように全国の商工会・商工会議所等が窓口相談・巡回指導やセミナー等に対応する人員を派遣する。

#### ⑤事業環境変化対応型支援事業（予算）

113億円（令和4年度補正予算額）

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、支援機関に対する専門家派遣や指導員向けの講習、よろず支援拠点におけるコーディネーターの増員等を通じて、相談体制強化を図る。

デジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」の運用を通じて、デジタル化による事業環境変化に伴う経営課題の解決を目指す中小企業・小規模事業者と、当該事業者の取組を支援する各種機関の双方への支援体制を強化する。

地域の主力産業が抱える課題に精通した産学官金の専門家による地域企業への課題分析・DX戦略策定・サイバーセキュリティ対策の伴走型支援等の取組体制を構築し、多数の地域企業等が連携した実証プロジェクトを創出するとともに、「DX認定」取得企業の申請データ分析・公表等を実施する。

#### ⑥中小企業国際化総合支援事業（予算）

5.4億円（令和4年度補正予算額）

海外展開を目指す中小企業等1万者支援を実現するため、海外展開に関する検討を始めた段階の中小企業を主な対象として、中小機構が専門家によるヒアリング等を通じて、実現に向けた課題を明確化する。また、海外展開に向けた経営戦略の立案・具体化のため、専門家による助言、伴走型ハンズオン支援を行う。

### (2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

#### ①成長型中小企業等研究開発支援事業（G o - T e c h 事業）（予算）

133億円（令和5年度当初予算額）

中小企業者等が大学、公設試等の研究機関等と連携して行うものづくり基盤技術及びIoT、AI等の先端技術を活用した高度なサービスに関する研究開発等を支援する。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①中小企業・小規模事業者人材対策事業（予算）

8. 2億円（令和5年度当初予算額）

中小企業の経営課題に即した多様な形態（兼業・副業等）の解決人材（氷河期世代、女性、高齢者等）を確保するため、地域内外からの人材確保を支援する。加えて、中小企業における海外展開を担う人材や、中小生産・サービスの現場を支援する人材の育成を支援する。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①小規模事業者対策推進等事業（予算）（再掲）

②中小企業連携組織対策推進事業（予算）

6. 1億円（令和5年度当初予算額）

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会等を通じて、指導員向けの研修等を支援する。また、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、中央会指導員がサポートしつつ、その実現化に向けた取組を支援する。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合（監理団体）等の事業が適正に行われるように支援を行う。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（予算）

11億円（令和5年度当初予算額）

地方公共団体が小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を支援する際、国がその実行に係る地方公共団体の経費の一部を支援する。

②経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援等を通じ、その事業活動を支援する。

## 【令和5年度予算に基づく中小企業支援事業】

令和5年度予算に基づき、事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進、生産性向上・人手不足対策、地域の稼ぐ力の強化、経営の下支え、事業環境の整備、災害からの復旧・復興、強靱化の観点から以下のとおり中小企業支援事業を実施する。

### (1) 事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進

#### ①事業承継・引継ぎ支援事業（予算）

中小企業生産性革命推進事業2,000億円（令和4年度補正予算額）

※国庫債務負担含め総額4,000億円の内数

事業承継・引継ぎ補助金により、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用の取組、事業承継・引継ぎに関連する廃業費用等を支援する。

#### ②事業承継総合支援事業（予算）（再掲）

#### ③ユニコーン創出支援事業（予算）

6.5億円（令和5年度当初予算額）

今後も経済成長を実現していくためには、社会課題の解決に果敢に挑戦するスタートアップがイノベーションの担い手となっていくことが不可欠である。そのため、これまでの経済社会の制度・慣行、組織体質の変革を含め、政府が一步前に出て、スタートアップが迅速かつ大きく育つ環境を整備する必要があり、世界に伍するスタートアップを生み出すために集中的に支援する。

#### ④事業再構築補助金（予算）

5,800億円（令和4年度補正予算額）

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が厳しさを増す中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業の新市場進出や事業転換、業種転換等の事業再構築を支援する。また、成長分野への事業再構築や大胆な賃上げに取り組む事業者への更なるインセンティブの強化等を行い、重点的に支援を行う。

#### ⑤後継者支援ネットワーク事業（予算）

2.1億円（令和5年度当初予算額）

後継者による既存事業及び経営資源の活用を踏まえた新規事業等の企画・実行に向けた具体的な行動を引き出すため、後継者向けのピッチイベントを開催する。ピッチイベントを通じた、後継者の掘り起こし並びに後継者同士、先輩経営者とのつながり強化も図ります。さらにピッチイベント出場者には先輩家経営者等を派遣して、事業計画の磨き上げ等を実施する。

⑥日本政策金融公庫補給金（予算）

146億円（令和5年度当初予算額）

日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分についての利子補給を行い、同公庫の融資事業の円滑な実施を図る。

⑦経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度の創設（予算）

121億円（令和4年度補正予算額）

※（4）⑥資金繰り支援（2,981億円）の内数

創業時に経営者保証を不要とする信用保証制度を創設し、事業者が債務不履行となった場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填する。また、信用保証協会に対して再保険（信用保険）を行う日本政策金融公庫の財務基盤強化を図るための出資を行う。

（2）生産性向上、デジタル化

①中小企業生産性革命推進事業（予算）

2,000億円（令和4年度補正予算額）

※国庫債務負担含め総額4,000億円

新型コロナや物価高、インボイス制度等の事業環境変化への対応に加え、GX・DXなどの成長分野への前向き投資や賃上げ、海外展開を促すため、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えする。具体的には、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓、事業承継を支援する中小企業生産性革命推進事業について、グリーン分野への投資加速化、大胆な賃上げ、インボイスへの対応を支援すべく、補助率や上限額を引上げる。免税事業者から適格請求書（インボイス）発行事業者に転換する小規模事業者に対して、補助上限を一律に引き上げ、手厚く支援する。また、小規模事業者による賃上げや、事業承継・創業に伴う投資を後押しするため、通常より高い補助率や上限額での支援を継続する。

②成長型中小企業等研究開発支援事業（G o - T e c h 事業）（予算）（再掲）

③ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業（予算）

3. 5 億円（令和5年度当初予算額）

複数の中小企業等が連携し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトや、新分野展開、業態展開、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善に取り組むプロジェクトを支援する。

④中小企業・小規模事業者人材対策事業（予算）（再掲）

⑤小規模事業者対策推進等事業（予算）（再掲）

⑥地域未来DX投資促進事業（予算）

1.5 億円の内数（令和5年度当初予算額）

地域ぐるみで企業のDXを促進するため、産学官金が参画する支援コミュニティが行う、サイバーセキュリティ対策を含むDX戦略策定に向けた伴走型支援やマッチング等の取組を支援するとともに、地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、新たなビジネスモデルの構築に向けて、地域企業等が行う新事業創出に係る実証を支援します。

(3) 地域の稼ぐ力の強化

①地域未来DX投資促進事業（予算）（再掲）

②地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業

3. 5 億円（令和5年度当初予算額）

中小事業者等が、地方公共団体と一体となって、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行う事業について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援する。また、まちづくり人材の総合的な能力開発やコーディネート能力の強化に向けた人材育成講座プログラム案の策定を行う。

③中小企業・小規模事業者人材対策事業（予算）（再掲）

④小規模事業対策推進等事業（予算）（再掲）

⑤地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（予算）（再掲）

⑥面的地域価値の向上・消費創出事業（予算）

10億円（令和4年度補正予算額）

成長意欲のある商店街等による、自らの魅力・地域資源等を活かした滞留・交流空間の整備や、消費を創出するための事業等を支援する。

（4）経営の下支え、事業環境の整備

①中小企業取引対策事業（予算）（再掲）

②小規模事業者経営改善資金融資事業（予算）

30億円（令和5年度当初予算額）

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会・商工会議所等の経営改善普及事業に基づく経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う。

③中小企業活性化協議会

157億円の内数（令和5年度当初予算額）

令和4年度より、各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターを統合し、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する組織として「中小企業活性化協議会」を設置した。同協議会は地域のハブとなり、できる限り多くの事業者を迅速に支援するべく、金融機関、民間専門家等とも連携し、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進する。また、必要に応じて、民間専門家による事業者支援のサポートも実施する。

さらに、同協議会において、トレーニーとして地域金融機関からの出向者の受け入れを行い、地域の支援専門家の育成を実施する。

④中小企業連携組織対策推進事業（予算）（再掲）

⑤中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（予算）（再掲）

⑥中小企業等の資金繰り支援（予算）

2,981億円（令和4年度補正予算額）

※財務省計上分212億円を含む

新たな借換制度の創設や金利引き下げ、資本性劣後ローンの供給等を通じて、業況が厳しい中小企業・小規模事業者等の事業継続を支援する。

⑦中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（予算）

35億円（令和5年度当初予算額）

全国51ある信用保証協会が、経営の安定に支障が生じている中小企業に対する民間金融機関からの融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填する。

また、中小企業に対する経営支援を促すため、全国51ある信用保証協会が専門家派遣等により経営支援を行うことを支援する。

⑧中小企業国際化総合支援事業（予算）（再掲）

(5) 災害からの復旧・復興、強靱化

①被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）（財政投融资）

東日本大震災及により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫において、「東日本大震災復興特別貸付」を実施する。

②中小企業強靱化対策事業（予算）

中小機構運営費交付金183億円の内数（令和5年度当初予算額）

中小企業の自然災害等に対する事前の取組を促進するため、中小企業や取り巻く関係機関等の取組事例や早期復旧事例などを広く紹介するとともに、サプライチェーンに位置づけられる中小企業等の事業継続力強化計画等の策定を支援する。

③なりわい補助金(令和2年7月豪雨)、グループ補助金(令和3・4年福島県沖地震)の継続措置

328億円（令和4年度補正予算額）

令和2年7月豪雨により大きな被害を受けた地域を対象に、中小企業が行う施設復旧等の費用を補助する。

また、令和3年、令和4年福島県沖地震により被害を受けた地域を対象に、中小企業等で構成するグループの復興事業計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助する。

### Ⅲ. 都道府県等の事業

#### 1. 実施体制

I の基本方針を踏まえ、都道府県等は、地域内の中小企業支援センターや商工会・商工会議所、国が整備するよろず支援拠点や施策毎の支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会等）、加えて認定等を通じた民間機関といった各支援機関等との連携を通じて、地域の実状に応じた体制整備や地域内の中小企業の課題解決の支援に努める。

加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図り、以下に例示する支援施策の実施や、必要な予算の確保に加え、各種支援施策のさらなる周知に努める。

また、新型コロナウイルスの影響により大きな打撃を受けた中小企業等に対して、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、事業継続や業態転換、事業再構築等を支援するとともに、事業承継や生産性向上といった構造的問題に対応する支援に努める。

これらを効果的に展開するため、他の都道府県等の自治体及び国との定期的な意見交換等を通じて、相互に支援事業の実施状況や成果を把握し、中小企業支援の在り方について常に見直しを行うことで、PDCAサイクルを通じて事業の実効性向上を図る。

以上の実施に際して、「経営力再構築伴走支援モデル」の考え方を踏まえるよう留意する。

#### 2. 概要

都道府県等が行う令和5年度の各支援事業は、上記観点を踏まえ、以下のとおり事業を実施する。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

##### ① 都道府県等中小企業支援センター事業

都道府県等中小企業支援センターにおいて、中小企業の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等を行う。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

##### ① 公設試験研究機関を通じた支援事業

地域の振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、研究開発、試験分析、技術相談などを通じて、その解決を支援する。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

① 中小企業の人材確保支援事業

中小企業に対する働き方改革等に関する研修や外国人材雇用に関する相談窓口の設置等を行うほか、中小企業者が従業員に対して研修を受講させる際の支援を行う。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

① 中小企業支援機関の人材確保支援事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業を行う。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

① 経営革新支援事業（再掲）

② 事業承継支援事業

各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継ネットワークを積極的に活用し、都道府県における事業承継支援体制の整備・強化を行う。また、事業承継税制に係る認定・活用促進を行う。

③ 創業支援等事業

産業競争力強化法に基づき、市区町村が地域の支援機関と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援等事業計画」の策定を支援するとともに、市区町村と連携した創業に関する普及啓発や創業希望者への一体的な支援を行う。

④ 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の円滑な問題解決を図るため、都道府

県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業からの相談に応じる体制を整備する。

#### ⑤商店街・中小小売商業の振興支援事業

都道府県商店街振興組合連合会において、各商店街振興組合等に対し商店街の活性化のために必要な情報提供や指導等を行う。また、中小小売商業の振興に係る支援事業を行う。

#### ⑥中小企業等経営強化法の活用促進事業

平成28年7月1日に施行された中小企業等経営強化法の周知を行い、中小企業の経営力向上を推進するための計画策定を進める。

令和3年6月16日に施行された中小企業等経営強化法に基づく市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を3年間に限り2分の1、さらに賃上げ方針の表明を伴う場合は最長5年間に限り3分の1に軽減する措置を講じる。

### IV. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

#### 1. 実施体制

Iの基本方針を踏まえ、中小機構は、第4期中期目標（平成31年3月1日付け財務大臣及び経済産業大臣指示）に基づき、地域本部等をはじめとした広域的な中小企業支援の実施体制を効果的かつ効率的に運用する。

また、中小企業・小規模事業者に対しては、ポストコロナ時代も見据え、地域の中小企業支援機関等との連携・協働を一層強め、中小企業の経営課題に即応した切れ目のない支援を提供する体制を構築するとともに、地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の向上・強化を支援する。

以上の実施に際して、「経営力再構築伴走支援モデル」の考え方を踏まえるよう留意する。

#### 2. 概要

中小機構が行う令和5年度の各支援事業は、上記観点を踏まえ、以下のとおり事業を実施する。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経

## 営に関する助言を行う事業

### ①事業承継・事業引継ぎの促進事業

- ・中小企業・小規模事業者等の事業承継・事業引継ぎを促進するため、国や地域で実施する支援施策と連携しつつ、専門家の派遣による相談・助言、研修、事業承継の早期・計画的な取組の必要性に関する気付きを与えるためのツール等の提供、施策情報の普及・啓発を図るためのフォーラム等を実施する。
- ・事業承継・引継ぎ支援データベースの活用やノンネーム情報連絡会等による広域マッチング支援を促進するとともに、創業に係る支援機関等と連携し、後継者人材バンクの効果的な活用を促進する。
- ・事業承継・引継ぎ補助金により、事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、事業引継ぎ時の専門家活用費用等を支援する。

### ②生産性向上関連事業

- ・中小企業・小規模事業者のIT導入促進のため、ITプラットフォームによる情報提供、ITに精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援を実施する。
- ・多様な経営課題を抱える中小企業・小規模事業者、特に地域中核・成長企業等に対し、AI・ITを活用した経営相談、専門家による相談・助言、ハンズオン支援を実施する。
- ・中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する革新的サービスの開発・試作品の開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資、販路開拓、ITツールの導入等への支援を行う中小企業支援機関等への助成の制度対応や生産性向上の取組状況等に応じた機動的な実施、制度の内容や支援策、優良取組事例の周知・広報並びに生産性向上に係る相談対応及び国内外への事業拡大やIT化促進等に係るハンズオン支援を実施する。(中小企業生産性革命推進事業)
- ・都道府県等と連携・協働し、中小企業・小規模事業者の連携・共同化等のための資金面・経営面の支援を実施する。(高度化事業)
- ・中心市街地・商店街等の課題解決に資する情報提供や専門家の派遣による相談・助言等を実施する。

### ③新事業展開の促進・創業支援、事業再構築関連事業

- ・Webマッチングサイトを活用した国内外企業とのビジネスマッチングや、展示会・商談会等、IT・eコマース活用のための相談・助言、

海外展開に関する情報提供、相談・助言、ハンズオン支援等の実施を通じて、海外展開 1 万者支援に取り組むとともに、支援機関と連携した支援を充実させる。

- ・地域中核・成長企業等が行う新事業展開に対し、専門家の派遣によるハンズオン支援等により事業計画の策定や事業化に向けた支援を実施する。
- ・ベンチャー企業及び第二創業の事業化を支援するインキュベーション施設において、常駐するインキュベーションマネージャーが様々な機関と連携し、入居企業に対する成長分野への参入、新事業創出の促進に向けた相談・助言等を実施する。
- ・将来の地域中核企業等の創出のため、地域のエコシステムへの参画等を通じて、ベンチャー企業等を発掘し、ベンチャー企業等に対する支援ネットワークと中小機構の多様な支援ツール等を活用した相談・助言、セミナー、マッチング等による複合的な支援を実施する。
- ・創業者、地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者への A I ・ I T を活用した情報提供・助言等を実施する。
- ・中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援を行う。その他、事業再構築に対する総合的な支援を実施できるよう、支援策、優良取組事例等の周知・広報並びに相談対応等の推進体制を整備した上で支援を実施する。(中小企業等事業再構築促進事業)
- ・中小企業・小規模事業者の事業再構築が進むよう、専門家によるハンズオン支援を実施する。

#### ④経営環境の変化への対応の円滑化

- ・社会環境や市場環境の影響により事業が停滞したベンチャー企業に対し、公認会計士等の専門家が資金調達・資本政策、事業の大幅見直し・新たな経営戦略策定、M&A 等に関する相談・助言を行い、ベンチャー企業の再発進・再挑戦を促進する。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

#### ①新事業展開の促進・創業支援、事業再構築関連事業

- ・ベンチャー企業及び第二創業の事業化を支援するインキュベーション施設において、常駐するインキュベーションマネージャーが様々な機関と連携し、入居企業に対する成長分野への参入、新事業創出の促進に向けた相談・助言等を実施する。
- (3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業
- ①生産性向上関連事業
    - ・経営の基盤となる人材を育成するため、経営戦略、組織マネジメント、IT活用など経営課題解決に資する実践的な研修を、大学校施設での研修、地域本部等での研修、サテライト・ゼミ、Webを活用した研修等により実施する。
  - ②新事業展開の促進・創業支援、事業再構築関連事業
    - ・事業再構築に取り組む中小企業者等に対し、事業再構築計画の事業化率向上に資する研修を実施する。
- (4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業
- ①事業承継・事業引継ぎの促進事業
    - ・国や地域で実施する支援施策と連携し、地域の中小企業支援機関等が能動的に事業承継支援を行うために必要な支援能力の向上や支援の仕組み作りに関する相談・助言、講習会等を実施する。
    - ・全国の事業承継・引継ぎ支援センターに対する支援能力向上のための相談・助言、研修、講習会等を実施する。
  - ②生産性向上関連事業
    - ・地域の中小企業支援機関等に対するITプラットフォームを活用したIT導入促進のための相談・助言、講習会等を実施する。
    - ・よろず支援拠点の全国本部としてよろず支援拠点への支援体制等の充実、研修、助言、情報提供、優れた支援事例の共有等を実施する。
    - ・地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の向上・強化のための相談・助言、講習会、実践的な研修、政策課題に対応した研修等を実施する。
  - ③新事業展開の促進・創業支援、事業再構築関連事業

- ・中小機構以外の機関が保有するインキュベーション施設等集積するベンチャー企業の事業化促進等の支援ニーズに対し、インキュベーションマネージャーの派遣等を実施する。

④経営環境の変化への対応の円滑化

- ・自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるようにするための全国の中小企業活性化協議会に対する情報提供、相談・助言、専門家の派遣等を実施する。

⑤「経営力再構築伴走支援」のための研修プログラム

- ・「経営力再構築伴走支援」の実践に必要な知識やノウハウを中小企業支援担当者が習得できるための研修プログラムを開発し、中小企業大学校における講座を開設する。

(5) 上記に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①事業承継・事業引継ぎの促進事業

- ・地域金融機関等との連携による事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を通じて事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。

②新事業展開の促進・創業支援、事業再構築関連事業

- ・成長初期段階のベンチャー企業や新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドへの出資を通じて中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化する。

③経営環境の変化への対応の円滑化

- ・将来の生活の安定等のための小規模企業共済制度、連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の普及及び加入促進を図る。
- ・中小企業活性化協議会・地域金融機関等と連携した再生ファンドへの出資を通じた中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に対する資金供給を円滑化する。
- ・国の政策展開と連携し大規模災害により被災した地域や中小企業・小規

模事業者の復興と自立化のため、専門家の派遣による相談・助言、市町村等が整備する仮施設に対する技術支援及び整備等費用の助成、被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする都道府県が実施する貸付制度への支援等を実施する。

- コロナ禍における中小企業者等への資金繰り支援として、都道府県等の制度融資及び公的金融機関が行う「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等への利子補給を実施する。
- 中小機構が有する中小企業支援機関等とのネットワークと緊密な連携関係、これまで培ってきた経営支援ノウハウを活かし、中小企業・小規模事業者による事業継続力強化計画及び複数の中小企業・小規模事業者による連携事業継続力強化計画の策定支援を実施するとともに、これらの策定を支援する人材の育成、情報提供・普及啓発活動を実施する。

以上